

玉名市省エネ家電買換え促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー消費性能の優れた家電製品（以下「省エネ家電」という。）への買換えを促進し、家庭における電気使用量を節減することにより、エネルギー等の物価高騰による家庭の経済的負担を軽減するとともに、家庭におけるエネルギーの利用に伴い発生する温室効果ガス排出量の削減を図るため、住宅用として省エネ家電への買換えを行う市民に対して、予算の範囲内で玉名市省エネ家電買換え促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、玉名市補助金等交付規則(平成17年玉名市規則第40号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金の交付の対象となる省エネ家電は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 次に掲げる家電製品であって、申請日時点において日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率が最新の目標年度で100パーセント以上であること。

ア エアコンディショナー（壁掛け形又は床置き形）

イ 電気冷蔵庫

- (2) 住宅（補助金の交付を受けようとする者自らが居住する本市の区域内（以下「市内」という。）に存するものに限る。ただし、事業所、店舗等との兼用住宅にあっては、専ら事業の用に供する部分を除く。以下同じ。）で使用する既設の家電製品の買換えのために市内の販売店で購入する新品の家電製品であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 補助金申請日時点において市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 補助金の交付を受ける家電製品（以下「補助対象製品」という。）を、当該住宅に設置すること。
- (3) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）の規定に基づき既設の家電製品の排出（以下「リサイクル処理」という。）を行うこと。
- (4) 市税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象製品1台分の購入費用（販売店のポイント等を使用した場合は、ポイント等による値引き後の額）とし、次に掲げる費用を除くものとする。

- (1) 補助対象製品を設置するために要する工事、部品、附帯設備等の費用及び運搬料
- (2) 既設の家電製品の撤去及びリサイクル処理に要する費用
- (3) 消費税及び地方消費税
（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、別表のとおりとする。

2 第8条の規定による変更の申請を行う場合において、補助対象経費を申請時における額を超えるときは、当該補助金の額は第7条の規定による交付決定を受けた額とする。

3 同一年度内における補助金の申請は、1世帯につき補助対象製品いずれか1台に限って行うことができるものとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を付した省エネ家電買換え促進補助金交付申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 市内の販売店が発行する現に購入を予定している補助対象製品の見積書（本体価格、値引額等内訳が分かるもの）
- (2) 前号の製品について、次に掲げる事項が確認できる書類
 - ア 製品名及び型式番号
 - イ 最新の目標年度における省エネルギー基準達成率
- (3) 市税の滞納のない証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定するとともに、当該決定の内容を省エネ家電買換え促進補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付の決定をすることができる。

（変更申請及び変更承認）

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」

という。)は、第6条の規定により申請した内容に変更があるときは、変更内容が確認できる書類を付した省エネ家電買換え促進補助金変更承認等申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、変更の承認又は申請却下を決定するとともに、当該決定の内容を省エネ家電買換え促進補助金変更承認等(申請却下)決定通知書(様式第4号)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、交付の決定を受けた日から起算して30日以内に補助対象製品を購入し、かつ、自宅に設置しなければならない。この場合において、交付決定者は、設置完了後30日以内に次に掲げる書類を付した省エネ家電買換え促進補助金実績報告書(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象製品を購入した販売店等が発行する領収書等補助対象経費に係る書類の写しであって、次に掲げる事項が全て確認できるもの

ア 購入日

イ 購入した販売店等の名称又は販売者名

ウ 購入製品名又は型式番号

エ 購入費用及びその内訳

- (2) 補助対象製品の製造者が発行した当該補助対象製品の保証書の写し

- (3) 既設の家電製品をリサイクル処理したことが分かる特定家庭用機器廃棄物管理票等の写し

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、これを審査し、補助金の額を確定するとともに、省エネ家電買換え促進補助金交付確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 前条の規定により補助金の交付確定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに省エネ家電買換え促進事業補助金交付請求書(様式第7号)により市長に補助金の交付を請求しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求を適当と認めるときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 交付決定者は、補助金の交付の申請を取り下げる場合は、交付決定を受

けた日から起算して30日以内に、省エネ家電買換え促進補助金申請取下げ申出書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、交付決定者が前条の規定により申請を取り下げたとき、又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消すこととなったときは、省エネ家電買換え促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

3 第1項の規定は、第9条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。

4 第1項の場合において、取消しの部分について既に補助金が交付されているときは、市長は、期限を定めてその返還を命じなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（関係書類の整備）

第14条 申請者は、補助事業に係る書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

（財産処分の制限）

第15条 交付確定者は、補助対象製品を購入した日の翌日から起算して6年以内（以下「処分制限期間」という。）に、当該補助対象製品を補助金の交付の目的に反し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、担保に供し、又は処分してはならない。ただし、省エネ家電買換え促進事業補助金財産処分承認申請書（様式第10号）を提出し、あらかじめ市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による財産処分の承認申請があったときは、これを審査し、財産処分の承認又は申請却下を決定するとともに、当該決定の内容を省エネ家電買換え促進補助金財産処分承認（申請却下）決定通知書（様式第11号）により、交付確定者に通知するものとする。

（状況の調査）

第16条 市長は、交付確定者に対して、必要に応じて交付確定に係る補助対象製品の設置状況等の調査を行うことができる。

2 交付確定者は、前項の調査に対して協力しなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表（第 5 条関係）

補助対象経費の額	補助金の額
5 万円以上 10 万円未満	1 万円
10 万円以上 15 万円未満	2 万円
15 万円以上 20 万円未満	3 万円
20 万円以上	4 万円